

### 第31回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年8月24日（火）
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 農村環境改善センター1階大会議室
4. 出席委員 農業委員：  
会長（10番） 山田 一夫  
会長職務代理者（9番） 笹山結実男  
1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、  
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、  
8番 西舘 徳松  
  
農地利用最適化推進委員：  
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、  
5番 寺澤 正幸、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、  
10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 農業委員：  
7番 苅谷 雅行  
農地利用最適化推進委員：  
4番 太田 正、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子
6. 事務局職員 事務局長 江刺家 雅弘、 局長補佐 竹澤 泰司、  
主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠、 主事 工藤 正弥、  
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第31回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、苅谷委員より欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、7名の出席となっております。

なお、太田委員、古里委員、工藤委員より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。  
日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、1番、安田正一郎委員、2番、畑林悦男委員のお二方をお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書1ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について申請が1件、提出がございます。土地の所在になります。番号1、大字〇〇第〇地割内の田んぼが1筆になります。面積が1,679㎡。こちらは、売買による所有権の移転になります。譲渡人が亡〇〇〇〇、相続財産管理人、弁護士〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇となります。こちらは、相続財産管理人による譲渡人となってございまして、書類は、裁判所の裁定文書等の書類が添付されてございます。対価金につきましては107万円となっております。譲受人につきましては、今現在所有農地等はございませんで新たに就農をして営農したいということで、営農計画書の書類の添付もいただいております。現地確認につきましては、本田委員と内澤委員をお願いしてございます。

以上、1件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、本田委員と内澤委員に依頼しておりますので報告をお願いいたします。

本田委員 報告します。番号1、8月20日、内澤委員と私と事務局と3人で現地確認をいたしました。位置は、〇〇行政区の〇〇集落内でございます。集落内の町道側の中心部の所にあり、周囲の状況は、東側は水田、西側は宅地、南側は山林、北側は町道と宅地になっております。確認者の意見ですが、譲受人は今回農地取得により新規就農が可能となります。現在は、〇〇地域の農家で果樹、

野菜等の研修をしているとの事でございます。取得農地は水田であり受人はブドウを栽培するという事でございます。耕運機と自走式の草刈り機等を確認しました。田んぼは酸性なので土壌改良をしてブドウとか植え付けしなければなかなか難しいのではないかとということをお話ししました。地域の調和に支障はなく、よって、許可相当と考えます。以上です。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。ご意見ございますか。

西館委員 土地改良区受益地には入っているのか。

事務局 確認していなかったのを確認します。

議 長 休憩します。

休憩：午後 1時38分

---

再開：午後 1時48分

議 長 再開します。

議 長 事務局より説明させます。

事務局 土地改良区に確認したところ、受益地ではないとの事でしたので報告いたします。

議 長 番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の2ページと3ページになります。2ページの番号1、農地の所在は、大字〇〇第〇地割内の畑が4筆となります。合計で4,918㎡。所有者は〇〇〇〇。非農地の事由ですが、当該地一帯では、願出人の父親が葉タバコ栽培を行っていたが、その大部分が昭和61年に開通した八戸自動車道用地として

収用されることとなった。その頃から不耕作となり、また農地法に不知だったことから一部に植林を行ってしまった。以来、30年以上が経過したということでございます。願出人が相続されて今の所有者になってございます。場所は、下の図面のとおり〇〇の西側になります。現地確認は、本田委員と内澤委員にお願いしてございます。

続きまして3ページをご覧くださいと思います。番号2、農地の所在は大字〇〇第〇地割内の登記簿上は畑になります。面積は、2,476㎡。所有者は〇〇〇〇。非農地の事由ですが平成11年10月に県北部を襲った大雨災害によって、河川の氾濫など甚大な被害が生じた。復旧工事に緊急を要したため、当時の所有者が土砂等の搬入を受け入れた。その後申請人が取得したが、農地としての利用は困難で、農業用機械をはじめ資材等の置場として利用してきたということでございます。現地確認は、坂本委員と西舘委員にお願いしてございます。位置図については、下の図面をご覧くださいと思います。〇〇方面から主要地方道に降りていくところを右に曲がった、〇〇集落となります。

以上、2件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号1については本田委員と内澤委員に、番号2については坂本委員と西舘委員に、依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

本田委員 　報告します。番号1、8月20日、内澤委員と私と事務局で現地確認に行っ  
てまいりました。現在の利用状況は山林原野となっておりますが、杉の木が大体  
30年から50年位の立派な杉の木が生えていました。確認者の意見として、  
農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として  
復旧することが著しく困難であると認められるため、又、周囲農地への影響は  
なく、許可相当であると思います。以上です。

坂本委員 　報告します。番号2、場所は、〇〇から〇〇方面に向かって〇〇集落の〇〇  
方面に向かう道路を100mくらい行ったところにあります。東が雑種地、北  
と西は道路、南は畑となっております。確認者の意見として、農地以外になっ  
てから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが  
著しく困難であると認められるため、又、周囲農地への影響はなく、許可相当  
であると思います。以上です。

議長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号2について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第2号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

( 午後2時25分 )